

地方交付税算定等業務委託 市場化テスト導入に関する検討



総務省

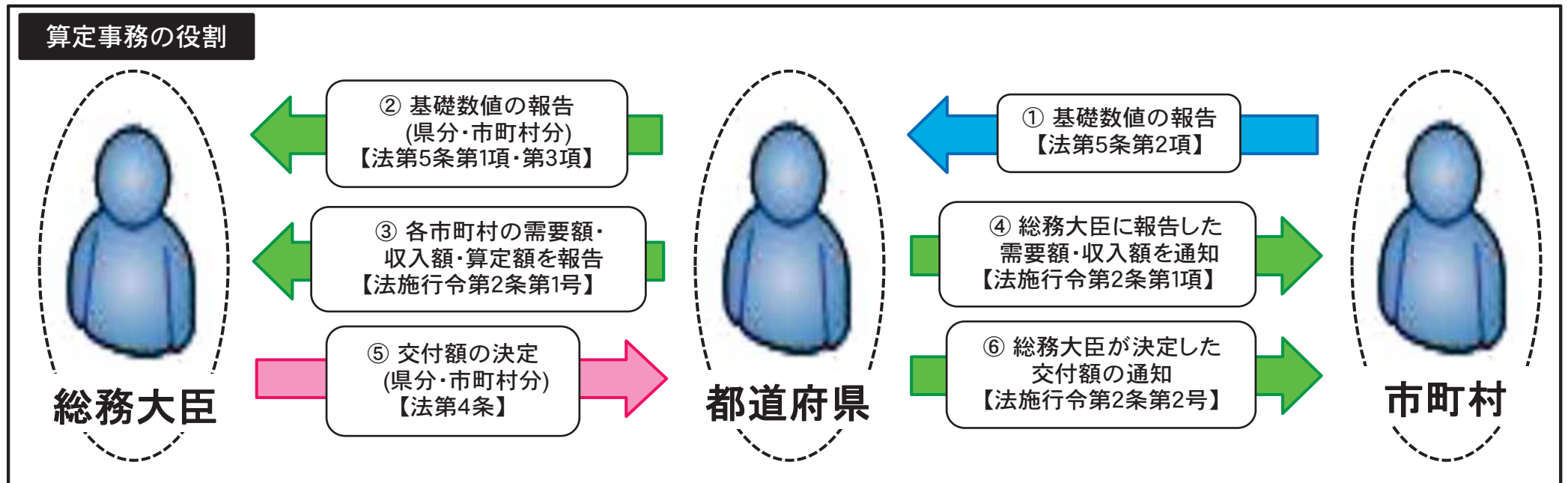
平成 26 年 2 月
総務省自治財政局

1. 地方交付税算定事務の概要

1.地方交付税の算定における国と地方団体の役割

(1) 国と地方団体の役割

地方交付税の算定に際し、国及び地方団体は、地方交付税法(以下、法という。)及び同法施行令の規定に基づき、以下の事務を行う



(2) 国と地方団体の算定体制

国及び都道府県は、地方交付税のうち市町村に交付すべき普通交付税の算定事務の一部をそれぞれ(財)地方自治情報センター(以下、LASDECという。)に委託

※ 国及び都道府県は、上記に加え、地方特例交付金等の地方財政の特別措置に関する法律(平成11年法律第17号)に基づき、市町村に交付すべき地方特例交付金の算定事務の一部について、それぞれLASDECに委託

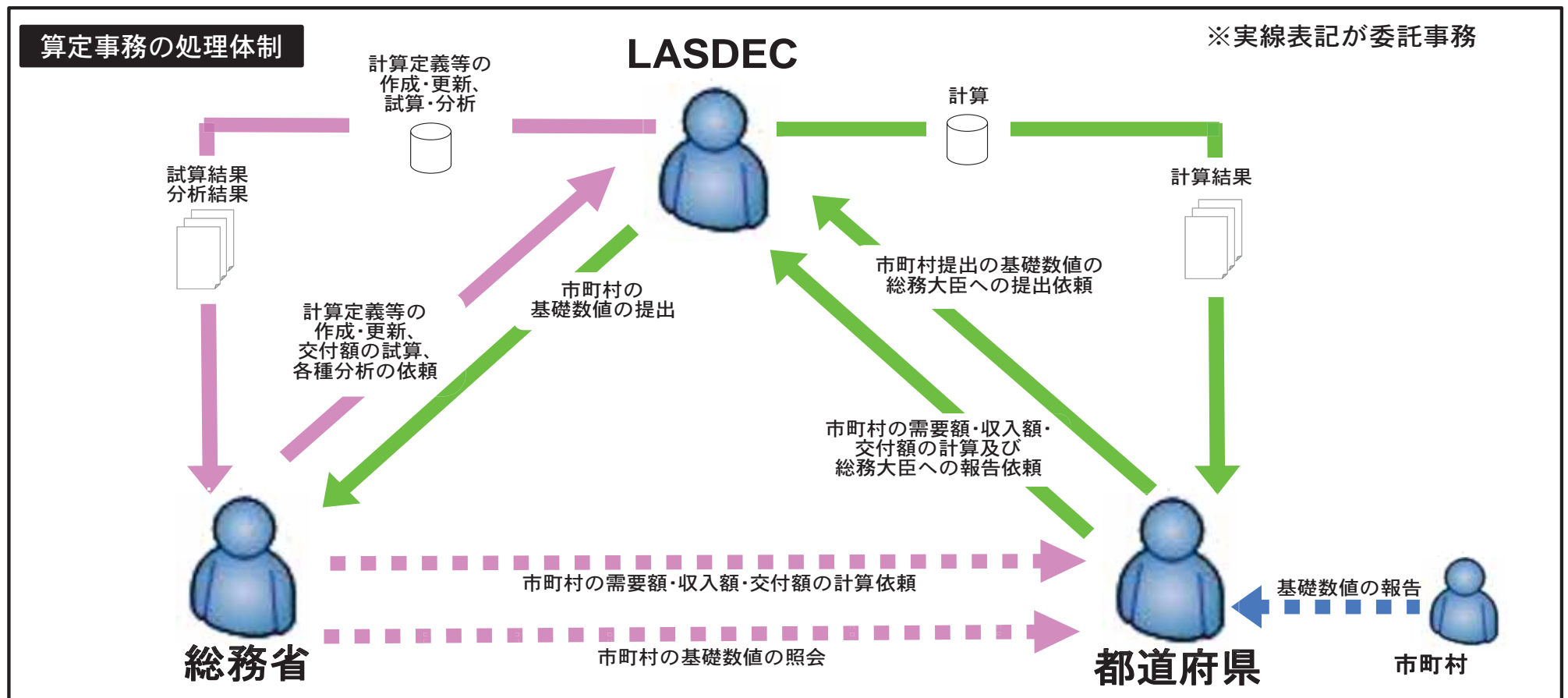
2.LASDECに対する委託業務の内容

(1) 都道府県からの委託事務

- 市町村から報告を受けた基礎数値の総務大臣への報告
- 市町村の基準財政需要額、基準財政収入額及び交付額の計算並びに結果の総務大臣への報告

(2) 国からの委託事務

- 都道府県から報告された市町村の基礎数値等の管理
- 交付税算定システムにおける計算定義・帳票定義の作成・更新
- 市町村ごとの算定額の試算及び試算結果のとりまとめ
- 各種分析及び分析結果資料の作成 等



II. システムによる普通交付税の算定

1. 普通交付税算定システムの導入経緯

(1) 交付税算定事務に関する課題

- 都道府県における市町村分の普通交付税の算定事務について、その内容が複雑多岐にわたり、かつ、膨大なデータ量や計算量であることから、一部の都道府県においては個々にシステムを開発し、電算処理を実施
- 都道府県においては、毎年度の制度改正に伴い、限られた期間内でのプログラム修正等が必要となり、そのための人員と財源の確保が課題

(2) 地方団体との研究開発

- 都道府県からの要請を受け、交付税算定事務の軽減と重複投資の回避の観点から、都道府県とLASDECとの共同により、市町村分の普通交付税算定に係る標準システムを研究・開発
- 本研究・開発は、(財)日本船舶振興会(現:(財)日本財団)の平成53・54年度の補助事業として実施

(3) 本格稼働

- 昭和55年度にテスト稼働、昭和56年度から現在の算定システムの基となるシステムが本格稼働

2. これまでのシステム更新・改修

- 昭和56年度の本格稼働以降、毎年度、関係法令の改正による算定方法の見直し等、比較的小規模なシステム改修
- 都道府県からの要請を踏まえ、平成21年度、ホストコンピュータシステムからオープンシステムへ大規模改修(国費負担なし)

3. システムの所有権(著作権)の帰属

現システムの所有権(著作権)については、算定システムの研究開発及び導入経緯のほか、現システムの改修に係る費用負担の状況から、LASDECに帰属

Ⅲ．競争性の確保に向けたこれまでの取組

1.特命随意契約による事業者選定 (昭和56年度～平成18年度)

- 交付税の算定事務は、極めて短い期間内(4月～7月)に全地方団体の交付税額を迅速かつ正確に算定する必要があることやシステム改修や障害時の対処など、迅速な判断と臨機応変な対応が求められること等から、経験により蓄積された専門的知識と常時対応可能な処理体制の確保が必要。
- 上記条件を満たすのは、現システムの開発当初から携わり、かつ、交付税算定事務に関するノウハウと十分な人員が確保されているLASDEC以外には契約の目的を達せられないとの理由から、特命随意契約により事業者を選定。

2.公募方式の導入 (平成19年度～平成21年度)

- 随意契約の適正化に向けた総理大臣、財務大臣等からの要請や総務省内における検討結果を踏まえ、より高い競争性の確保と品質の向上を目指し、平成19年度から公募方式を導入し事業者を選定(公募に応じた事業者はLASDECのみ)

3.一般競争入札の試行的導入 (平成22年度)

- 平成21年10月に閣議決定された「予算編成等の在り方の改革について」を受け、長期間に渡り特定の事業者との契約が続く本業務委託について、より競争性の高い一般競争入札を試行的に導入
- 一般競争入札の実施に当たっては、作業内容やスケジュールの明確化、参入障壁の精査など、仕様書の内容を見直すとともに、競合が見込まれる事業者から事前に意見招請(実施6者からの意見なし)を実施(入札参加者はLASDECのみ)
- 平成22年度の一般競争入札において、事前に仕様書等を入手したものの入札に参加しなかった事業者(10者)に対し、参加しなかった理由等を聴取した結果、以下の理由により、現状での入札参加は困難との意向
 - ・本業務を受託するためには、交付税制度に関する知識が不足
 - ・他事業者と競争するためには、事前に独自システムの開発が必要となり、2～3年の期間と開発資金の確保が必要
 - ・継続的な請負には、人員の確保等新たな体制づくりが必要 等

4.公募方式の再実施 (平成23年度～)

- 平成22年度に実施した一般競争入札の結果について、総務省の予算執行監視チームにおける検証において「公募検証を行い、適正な調達方式を採用すること。」とされたことを踏まえ、平成23年度以降は、複数の事業者に対し事前に仕様書案を示し参入障壁がないことを検証したうえで、公募方式により事業者を選定(公募に応じた事業者はLASDECのみ) 4

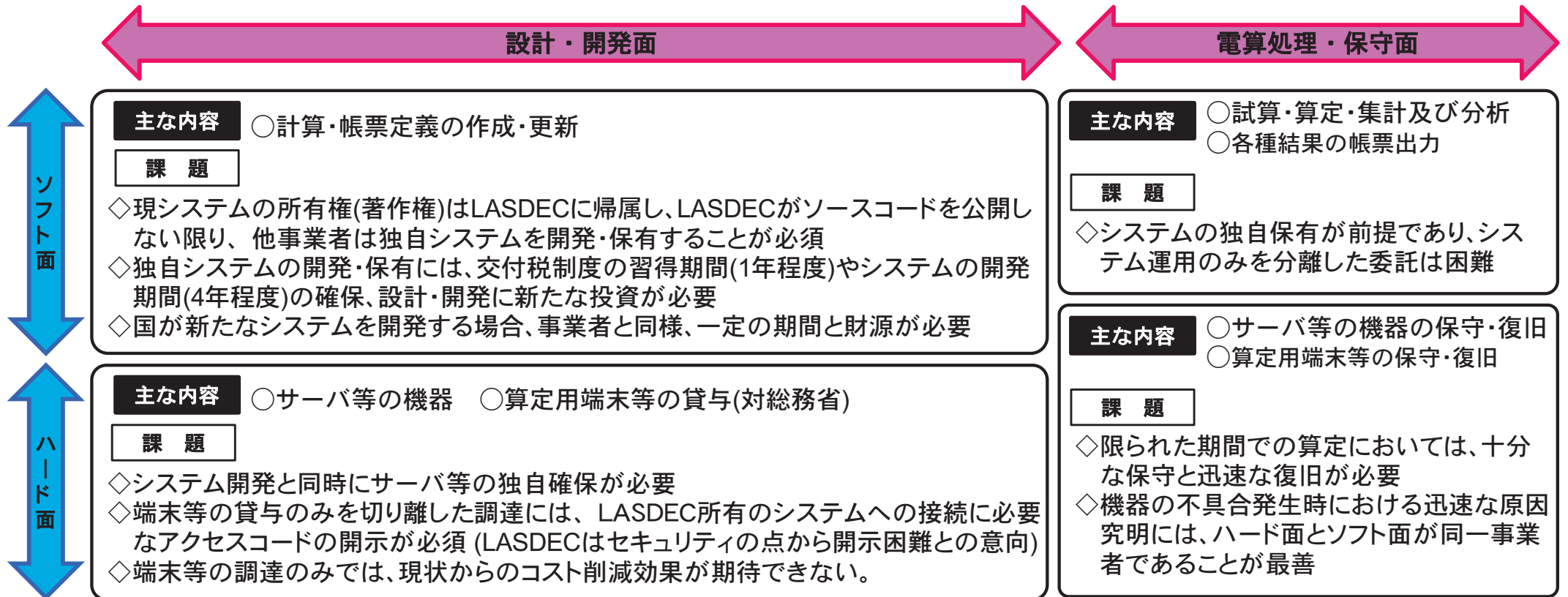
IV. 市場化テスト導入に向けたこれまでの検討

1. 公共サービス改革基本方針に基づく市場化テスト導入対象事業としての選定

本事業については、平成19年度以降、公募方式の実施や一般競争入札の試行的導入など、競争性を高めることによる質の向上と経費効率化に向けて取り組んできたが、結果的に、特定の公益法人との契約が継続的に行われてきた実情や「公共サービス改革基本方針」の趣旨を踏まえ、改めて、事業自体の内容や委託事業の仕様等を検証し、競争性向上の弊害になる点はないか、その弊害をどう見直すべき等について検討すべく、平成24年度の対象事業として自主選定

2. 事業内容の検証と市場化テスト導入の課題等

事業内容の検証に当たっては、以下のとおり、事業の性質・性格別に4分類し、分類ごとの現状と市場化導入に係る課題等を洗い出し、導入の可能性について検証



V. 検討結果を踏まえた今後の対応方針

1.市場化テスト導入の可能性

(1) 現行の枠組みでの市場化の可能性

- LASDEC以外の事業者は、交付税制度の習得期間や継続的な処理体制確立のための人員確保が必要
- 既存システムをLASDECが他事業者に使用させる場合、システム使用料等の新たなコストが発生
- 他事業者の独自システム開発には、一定程度の開発期間と財源が必要

(2) 新たなシステム開発を含めた市場化の可能性

- 現システムをLASDECが保有している以上、LASDECと他の事業者との間に平等な競争環境の確保は困難
- 国と地方が一体性を保ち算定するためには、地方団体にも新たなコストの発生が見込まれ、地方団体の理解が必要
- 現状において、新たなシステム開発や大規模な改修の必要性は生じていない

(3) 業務を分割したうえでの市場化の可能性

- 算定用端末等の調達や保守・復旧など、一部の調達のみ市場化することは可能。ただし、システム保有者と端末調達事業者等が異なると、不具合発生時に迅速な対応が困難になる恐れやセキュリティ上の課題が存在

(4) 地方共同法人への改組による影響

- LASDECは、平成26年4月に財団法人から住民基本台帳法等に基づく事務のほか、地方団体の情報システムに関する事務及びそれに関する支援を目的とした地方共同法人地方公共団体情報システム機構(以下、機構という。)に改組
- これに伴い、地方団体における情報システム関連事務について、機構と地方団体の連携がさらに強化
- 国と地方の委託先が異なる場合、双方のシステムを繋ぐために必要となる新たなコストやセキュリティ面等の課題が発生
- 地方共同法人化によって、みなし公務員の規定が設けられる等、公的な性格が強まり、公共サービス改革法が目的とするより良質かつ低廉な公共サービスの実現が期待できる

2.市場化導入に関する総合的な判断及び平成26年度以降における事業者の選定

- 上記の検討・検証結果から、現状において公平な競争性を高める環境にはなく、市場化テストの導入は困難
- また、現状のまま公募や一般競争入札を実施しても、今以上の効果が期待できないことから、平成26年度以降における事業者選定は、機構との特命随意契約によらざるを得ないと判断
- なお、随意契約については、その必要性・妥当性について、第三者で構成される総務省契約監視会に諮られる予定